

公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する政令案（仮称）の概要について

1. 趣旨

公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 62 号。以下「年金機能強化法」という。）については、第 180 回通常国会において成立し、平成 24 年 8 月 22 日に公布されたところである。

本政令案は、年金機能強化法の一部が平成 28 年 10 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行されることに伴い、年金機能強化法附則第 71 条の規定に基づき、必要な経過措置を規定するものである。

2. 改正内容

（1）在職支給停止に関する経過措置

- 60 歳以上の年金受給者であって厚生年金保険の被保険者である者は、年金と賃金の合計額に応じ在職支給停止が行われるが、60 歳台前半の特別支給の老齢厚生年金（以下「特老厚」という。）の受給権者であって定額部分も支給される障害者特例（障害等級が 1 級から 3 級に該当するもの）や長期加入者特例（厚生年金保険の被保険者期間を 44 年以上もつこと）に該当している特老厚（以下「特例該当の特老厚」という。）の受給権者が被保険者となった場合には、特老厚の報酬比例部分について年金と賃金の合計額に応じ在職支給停止が行われるとともに、定額部分が全額支給停止となる。
- そこで、年金機能強化法による厚生年金保険の適用拡大（以下「適用拡大」という。）に伴い被保険者となる特例該当の特老厚の受給権者への激変緩和のための措置として、
 - ・ 施行日前において特例該当の特老厚の受給権者又は繰上げ支給の老齢厚生年金の受給権者（繰上げ調整額が加算されている受給権者に限る。）であって、
 - ・ 施行日前から引き続き短時間労働者として勤務しており、施行日に当該短時間労働者として適用拡大の対象に該当し、被保険者となった場合に、
 - ・ 当該被保険者資格を喪失するまでの間に限り定額部分又は繰上げ調整額の支給停止を行わず、報酬比例部分のみ在職支給停止を行う経過措置を設けることとする。

具体的には、以下の経過措置を定める。

① 特例該当の特老厚の受給権者への経過措置

施行日前において支給事由の生じた特例該当の特老厚の受給権者が、厚生年金保険の被保険者（施行日前から引き続き短時間労働者として勤務しており、施行日に当該短時

間労働者として適用拡大の対象に該当し、被保険者となった者であって、施行日以後引き続き当該被保険者の資格を有する者に限る。以下「継続短時間労働被保険者」という。）である場合、在職支給停止を行う際に定額部分の支給停止を行わないこととする。

② 繰上げ支給の老齢厚生年金の受給権者への経過措置

施行日前において支給事由の生じた繰上げ支給の老齢厚生年金の受給権者（障害者特例又は長期加入者特例に該当することにより繰上げ調整額が加算されている場合に限る。）が、継続短時間労働被保険者である場合、在職支給停止を行う際に繰上げ調整額の支給停止を行わないこととする。

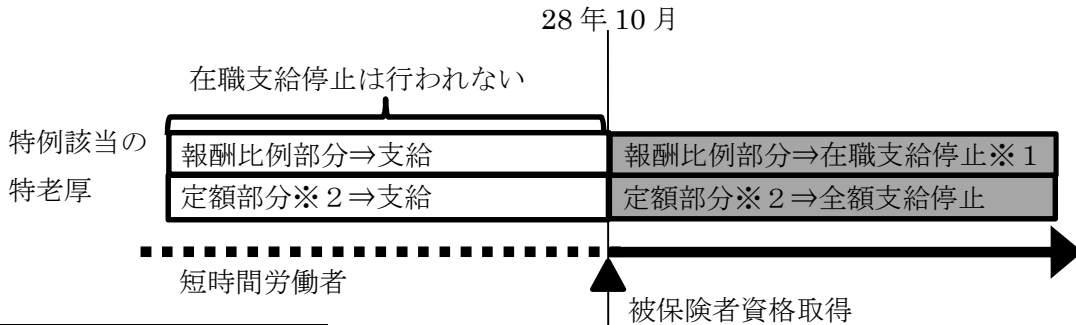
③ 特例該当の特別支給の退職共済年金等の受給権者への経過措置

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 63 号）による改正前の国家公務員共済組合法（昭和 33 年法律第 128 号）及び地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）による障害者特例又は長期加入者特例に該当している特別支給の退職共済年金の受給権者又は繰上げ調整額が加算されている繰上げ支給の退職共済年金の受給権者が、継続短時間労働被保険者である場合、在職支給停止を行う際に定額部分又は繰上げ調整額の支給停止を行わないこととする。

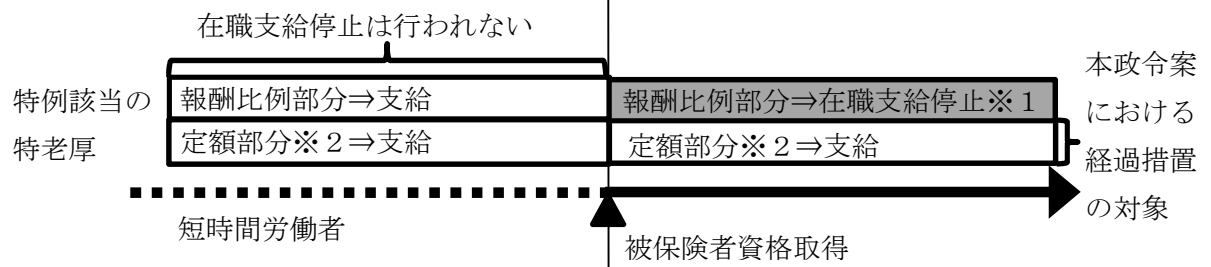
④ ①から③までに掲げるもののほか、厚生年金基金が支給する老齢年金給付その他所要の経過措置を設ける。

【施行日前から引き続き短時間労働者として勤務している者が施行日に適用拡大により被保険者となる場合の特例該当の特老厚と在職支給停止の関係（イメージ）】

ア：経過措置を設けない場合



イ：経過措置を設ける場合



※1 賃金（ボーナス込み月収）と年金（報酬比例部分）の合計額が28万円を上回る場合は、賃金の増加2に対し、年金額1を停止し、賃金が47万円を超える場合は、賃金が増加した分だけ年金を停止する

※2 繰上げ支給の老齢厚生年金の場合は、繰上げ調整額

（2）標準報酬月額に関する経過措置


- 施行日に標準報酬月額の下限が8万8千円に引き下げられることに伴い、現行の最下限の標準報酬月額等級（旧第1級）に該当する者が、新設された最下限の標準報酬月額等級（新第1級）に該当する者とその次の標準報酬月額等級（新第2級）に該当する者に二分されるため、これまでの最下限である標準報酬月額9万8千円に分類されていた一部の被保険者（報酬月額9万3千円未満の者）について、新設される標準報酬月額等級の最下限の等級に改定することとする。
- 具体的には、施行日前に厚生年金保険の被保険者の資格を取得し、施行日まで引き続き被保険者の資格を有する者（平成28年10月から標準報酬月額が改定される者を除く。）であって、改正後の標準報酬月額等級の第1級（報酬月額9万3千円未満）に該当する

者については、厚生労働大臣が標準報酬月額を職権で改定し、改定された標準報酬月額は、平成 28 年 10 月から平成 29 年 8 月までの各月の標準報酬月額とする。

○ その他、

- ・ 70 歳以上の使用される者についても、在職老齢年金の仕組みの対象とされ、被保険者と同様に標準報酬月額相当額等により各月の年金支給停止額を算出していることから、標準報酬月額の改定について所要の読替えを措置する。
- ・ 施行前後で私学共済の加入者だった者に対しても、同様の措置を行う必要があることから、日本私立学校振興・共済事業団が職権で改定する旨の規定を設ける。

こと等所要の経過措置を定める。

現行の標準報酬月額等級  施行日後の標準報酬月額等級	第二級	第一級		標準報酬月額等級
	104,000 円	98,000 円		標準報酬月額
	107,000 円 ～ 101,000 円	101,000 円 未満		報酬月額
<small>※ 現行の標準報酬月額等級第一級に該当する者は、施行日後は第一級と第二級に二分される</small>				
	第三級	第二級	第一級	標準報酬月額等級
	104,000 円	98,000 円	<u>88,000 円</u>	標準報酬月額
	107,000 円 ～ 101,000 円	101,000 円 ～ <u>93,000 円</u>	<u>93,000 円</u> 未満	報酬月額

3. 根拠法令

- ・ 年金機能強化法附則第 71 条

4. 公布日・施行日

公布日：平成 28 年 9 月下旬（予定）

施行日：平成 28 年 10 月 1 日